

(平成25年8月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていたので、申立期間の保険料を納付した領収証書を所持していることを年金事務所に申し出たところ、時効経過後の納付であるとして、申立期間の保険料の還付通知書の送付を受けたが、今になって保険料が還付されることに納付できないので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間を含む昭和38年度から47年度までの国民年金保険料の領収証書により、申立人は、昭和44年8月19日に郵便局で申立期間に係る保険料を納付していたことが確認できる。

一方、上記納付日は、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後となっており、オンライン記録によると、年金事務所において、平成25年5月23日に申立期間に係る保険料として「2,200円」が還付決議されていることが確認できる。

なお、上記還付額は、申立期間である昭和39年度及び40年度の合計保険料額2,400円に対し200円不足しているが、上記領収証書の39年度の合計額の記載は「1,000」ではなく、若干不鮮明ながら「1,200」と読み取ることができ、申立人は、40年度の保険料1,200円と合わせた2,400円を納付したものと推認できる。

ところで、申立期間の保険料が納付された昭和44年8月19日時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないことから、納付後、速やかに還付されるべきところ、申立人に係る特殊台帳には申立期間の保険料が還付された記録は無く、申立期間当時、行政側の事務処理が適正に行われていなかったことがうかがえる上、申立期間の保険料は、40年以上の長期間にわたり国庫歳入金として扱われていたことを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊

重されるに値し、申立期間の保険料が時効により納付することができないことを理由として、申立期間を保険料納付済期間としないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成18年11月1日、資格喪失日が22年1月1日とされ、当該期間のうち、申立期間①は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間②の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月31日から22年1月1日まで
② 平成21年12月10日

私は、平成21年12月31日にA事業所を退職したところ、同年12月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、本来の被保険者資格喪失日は22年1月1日であるので訂正してほしい。また、21年12月10日に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査し訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年11月1日、資格喪失日が22年1月1日とされ、当該期間のうち、申立期間①は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、A事業所から提出された申立人に係る退職者用給与台帳並びに申立人から提出された平成22年1月25日に支給された給与及び退職金の明細表により、申立人は、事業主により申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記給与台帳及び明細表の厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人の厚生年金保険の資格喪失日を平成22年1月1日として社会保険事務所（当時）に届け出るべきところを、誤って21年12月31日として届け出たことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る同年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、A事業所から提出された平成21年12月10日支給の賞与に係る健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書及び同年12月10日支給の賞与に係る一覧表から、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当初、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出したものの、事業主が、申立人に係る資格喪失日を平成21年12月31日と誤って届け出たことから、年金事務所は、申立人に係る同年12月10日支給の賞与の保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日及び18年6月8日とも150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び18年6月に係る賞与一覧表並びに当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表及び当時の社会保険担当役員の回答により、平成15年12月10日及び18年6月8日とも標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月28日から同年8月8日まで

私は、昭和37年1月21日にA社本社に入社し、45年1月19日に退職するまで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述及び元人事担当者から提出された「第106号社内時報」から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記社内時報により、申立人が昭和41年7月28日にA社に赴任したことが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和41年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行した否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月10日及び18年6月8日とも150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年12月及び18年6月に係る賞与明細書、A社から提出された15年12月及び18年6月に係る賞与一覧表並びに当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書、賞与一覧表及び当時の社会保険担当役員の回答により、平成15年12月10日及び18年6月8日とも標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支社における申立期間の標準賞与額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

私は、A社B支社に勤務していた期間のうち、平成17年12月に支給された賞与に関する厚生年金保険被保険者記録が無い。間違いなく賞与は支給され、厚生年金保険料も賞与から控除されていたので、調査の上、当該賞与について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は、C社からA社に出向し、同社B支社に勤務していた。」と述べているところ、A社から提出された平成17年12月26日付けの出向費用の請求書には、A社が、C社から、申立人に係る同年12月の給与及び賞与に係る費用として、申立期間当時の厚生年金保険料率で計算された標準賞与額に基づく厚生年金保険料等を控除した金額を請求されていることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、出向者に係る社会保険関係の届出及び保険料の納付は当社で行っていた。」と回答し、C社は、「申立期間における出向者の給与は出向先から受け取り、当社で支払っていた。」と回答している。

以上のことから、申立人の給与及び厚生年金保険料については、出向元のC社が申立人に厚生年金保険料を控除した給与を支払い、出向先のA社が控除された被保険者負担分と事業主負担分の厚生年金保険料を合わせて、

社会保険事務所（当時）へ納付する取扱いが行われていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成17年12月9日に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記出向費用の請求書により確認できる保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に対して提出しておらず、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年4月1日に、資格喪失日に係る記録を36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、29年4月は8,000円、36年8月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和36年8月23日から同年9月1日まで

私は、昭和29年4月1日にA社に入社し、平成2年10月17日に退職するまで、継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人が昭和29年4月1日にA社に入社し、同社C支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人が氏名を挙げた同期入社元同僚の二人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の資格取得日が昭和29年4月1日であることが確認できる上、当該二人を含めた複数の元同僚は、「定期採用社員は、入社当初から厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と供述している。

さらに、B社は、「定期採用社員で、雇用保険の加入記録等で入社年月日及び継続勤務が確認できれば、その間、厚生年金保険料は控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社C支店に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和29年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同社D支店における申立人の前任者は、「申立人は、C支店から異動してきて業務の引継ぎを行い、昭和36年9月1日に着任した。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社C支店における昭和36年7月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年頃から平成2年頃まで

私は、昭和63年頃から平成2年頃までA社に勤務し、依頼主から品物を預かり、指定先に届ける仕事をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成2年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち元年12月31日以前の期間は適用事業所になる前の期間である。

また、A社は、平成8年5月31日に適用事業所でなくなっており、賃金台帳、給与明細書等の関連資料の所在は不明であることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している上、B区役所は、「申立人は、昭和52年3月25日から平成20年4月1日まで国民健康保険に加入している。」と回答していることから、申立期間は国民年金及び国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、A社の被保険者縦覧照会回答票において、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から41年7月15日まで

A社B工場に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになるが、私は請求の手続を行っておらず、会社から脱退手当金制度について説明を受けた覚えも無い。納得できないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ昭和42年4月18日に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、A社B工場において、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、昭和61年4月に国民年金第3号被保険者の資格を取得するまで、公的年金制度に加入していないことを踏まえると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していることが不自然とまでは言えない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。